

令和2年度 阪南市立保育所 会計年度任用職員 勤務条件について

こども未来部 こども家庭課

保育所での保育や職務に必要な熱意を有する方を募集します。

※選考を経て登録者名簿に登載された方より、必要数に応じて、任用（採用）いたします。

※地方公務員法の改正により、これまで臨時・非常勤職員として任用されていた職が、令和2年度から「会計年度任用職員」として任用されます。採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

- 1、職 種 延長保育士(夕方)
- 2、勤務内容 日中の子どもの様子を引き継ぎ、必要事項を保護者に伝える。
クラス保育、異年齢保育を行う。
迎への保護者に帰し、降所の確認をする。等
- 3、任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
(※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。)
- 4、資 格 特になし (但し保育士有資格者を優先)
地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方。

【欠格事項】

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の会員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに限定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張するその他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5、任用条件

勤務日	週6日勤務 (日曜・国民の祝日に関する法律の規定する休日及び年末・年始は休み)
勤務時間	(月～土曜日) 15:30～19:00 (2時間～3時間30分のローテーション勤務) 15:30～17:30 (2時間) 15:30～18:00 (2.5時間) 15:30～18:30 (3時間) 15:30～19:00 (3.5時間)
勤務場所	阪南市立保育所(尾崎保育所、石田保育所、下荘保育所のいずれか)
報酬等	報酬等 時給 1,026円 地域手当相当分含む ※採用されるまでの職歴によって、市の規定により一部経験加算あり。
各種手当	条件を満たす場合は、費用弁償(通勤費)、期末手当の支給があります。 車通勤の場合は、自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。 (徒歩及び通勤距離2km未満は支給対象外)
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇(忌引き休暇など)があります。
社会保険	労働者災害補償保険(労災)が適用されます。

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども家庭課と保育所長で協議いたします。